

群馬県中学校体育連盟競技部設置要綱

群馬県中学校体育連盟

平成18年4月1日

平成27年4月1日一部改定

令和3年4月1日一部改定

1 目的

この要綱は、群馬県中学校体育連盟規約第6条に定められた競技部の設置について、新たな競技部を設置する場合に必要な事項を定めるものとする。

2 設置までの手順

(1) 競技部設置に関する検討は、次の場合に行う

① 各郡市中体連から要望があった場合

② (公財)日本中学校体育連盟、関東中学校体育連盟、(公財)日本スポーツ協会、(公財)群馬県スポーツ協会、当該の競技団体等のいずれから要請があった場合

③ 群馬県教育委員会から要請があった場合

④ その他会長が必要と判断した場合

(2) 新たに競技部設置を要望するものは、下記の検討資料を用意するものとする。

①新規競技部設置要望書 ②組織役員を表すもの ③事業概要を表すもの

(いずれも中学生に関する内容とする)

(3) (1)項の要望により、常任理事会、理事会で意見聴取し、理事・評議員会で協議し可否について決定する。

(4) 新たに競技部設置が認められた競技部については、3年間の準加盟期間を経た後に、再度競技部からの要望を受け、常任理事会、理事会で協議し、理事・評議員会にて正式加盟の可否を決定する。

3 設置の要件

(1) (公財)日本スポーツ協会、(公財)群馬県スポーツ協会に加盟し、年間を通して計画的組織的な活動を実施していること。

(2) 競技団体として、中学生の県規模の大会が実施されていること。

(3) 本県14地区の中で2地区以上に競技部が設置されていること。

(4) 本県の中学校で部活動として、10校以上活動していること。

(5) 本連盟の競技部規程に即した役員を組織し、本連盟諸規程に即して大会の主催及び主管として大会開催・運営ができること。

4 設置の基準

(1) 上記の「設置の要件」を4項以上満たす競技は、準競技部として扱い、3年間の活動実績を審議し、正式設置を決定する。正式設置の際は、設置要件をすべて満たしていること。

5 その他

(1) 準競技部は基本的に本連盟競技部とする。ただし、当分の間、主催大会に係る運営費と強化費は該当団体等が負担するものとする。

(2) 準競技部期間に、「設置の要件」のいずれかを満たせなくなった場合は、常任理事会、理事会において検討し、理事・評議員会で加盟の可否について審議、決定する。